

申告書 ②

a. 算定基礎賃金等の報告 (賃金関係事項) (青枠の用紙)

- 〈手続の流れ〉
- 令和2年4月～令和3年3月までの労働分の賃金 (通勤手当等を含んだ総支給額、賞与を含む) をご記入ください。
 - 会社ゴム印・代表者印を押印の上、**青色の返信用封筒**にて**ご返送**ください。
 - 申請書①提出以降に所在地等変更があった場合は、赤字で訂正の上ご返送ください。

労災保険記入欄 ※メール送信の場合は必ずご記入ください。

雇用保険記入欄

申告書 ②
組機様式第5号

住所 462-0002 名古屋市中区清水1-13-1

事業場名 東ノ内商会 (株)

事業主名 鈴木一郎殿

事業場TEL: 052-961-1666 (TEL: 052-962-0421)

労働保険番号 23 3 02 935090 345

雇用保険事業所番号 2302 202976 6

事務組合 (一社) 名北労働基準協会

3. 事業の概要 9424

4. 特掲事業 2

5. 新年度賃金見込額
1. 前年度と同額
2. 前年度と変わる
3. 委託解除年月日

6. 延納の申請
1. 一括納付
2. 分括 (3回)

項目	I. 労災保険及び一般雇用保険対象労働者数及び賃金				II. 雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 (賞与等を含む。賞与等を含む 賞与等を含む。賞与等を含む。)	(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	(4) 合計 (1)+(2)+(3)	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者 (賞与等を含む。賞与等を含む。賞与等を含む。)	(7) 合計 (5)+(6)	(8) うち高齢労働者分 (作年度の初日において65歳以上の者)
4月	3人	601,616円	0人	153,017円	3人	601,616円	0人	
5月	3人	653,417円	0人	168,491円	3人	653,417円	0人	
6月	3人	602,189円	0人	154,681円	3人	602,189円	0人	
7月	3人	618,441円	0人	101,600円	3人	618,441円	0人	
8月	3人	615,781円	0人	115,800円	3人	615,781円	0人	
9月	3人	678,913円	0人	103,600円	3人	678,913円	0人	
10月	3人	641,112円	0人	104,100円	3人	641,112円	0人	
11月	3人	691,817円	0人	123,400円	3人	691,817円	0人	
12月	3人	401,681円	0人	165,700円	3人	401,681円	0人	
1月	2人	400,213円	0人	164,210円	2人	400,213円	0人	
2月	2人	405,416円	0人	103,600円	2人	405,416円	0人	
3月	2人	403,211円	0人	123,450円	2人	403,211円	0人	
賞与等	7月	1,213,189円	0人	30,000円	3人	1,213,189円	0人	
賞与等	12月	1,318,111円	0人	1,243,189円	3人	1,318,111円	0人	
賞与等	合計	9,245,107円	0人	1,611,649円	3人	9,245,107円	0人	
8	※業種変更年月 年 月				業種変更前 (業種変更が無い時) 業種変更後			

9. 特別加入者の氏名

10. 業種変更年月

11. 業種変更前

12. 業種変更後

13. 雇用保険料免除高齢労働者氏名(4年目日)

法改正により記入不要

※代表者印をお忘れなくお願いします。

※必ずご記入、押印ください。

書類提出/令和3年

4月5日(月)まで

データによる提出について

データをメールにて送信の場合は提出期限が
令和3年4月12日(月)となります。
詳しい内容は本誌の「裏表紙」をご確認ください。

一般事業
建設業
(工事現場の労災保険のみ
加入の場合を除く)
共通

- D 労災保険記入欄** 各該当者の人員、支払賃金をご記入ください。
(建設業の工場・事務所の労災保険については、該当業務従事者分の人員、賃金を記入ください。)
- 常用労働者** 雇用保険に加入している労働者全員
 - 役員で労働者扱いの者** 雇用保険の兼務役員の届出をしている方
(税法上の役員報酬部分を除く。被保険者扱いするには職安への届出が必要です)
 - 臨時労働者** 雇用保険に加入していないパートタイマー、アルバイト
 - 合計** 上記の(1)(2)(3)の合計額
- E 雇用保険記入欄** 各該当者の人員、支払賃金をご記入ください。
- 被保険者** 雇用保険に加入している労働者全員
((8) の高齢労働者を含み、(6) の役員被保険者を除く)
 - 役員で被保険者扱いの者** 雇用保険の兼務役員の届出をしている方
(税法上の役員報酬部分を除く。被保険者扱いするには職安への届出が必要です)
 - 合計** 上記の(5)(6)の合計額
 - うち高齢労働者分** 法改正により記入不要

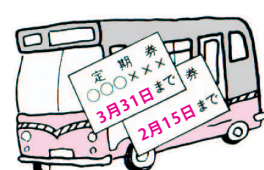
ご注意ください! こんな誤り

①源泉徴収後の賃金を誤記入



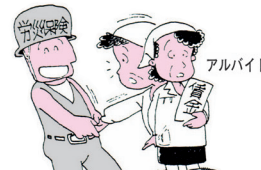
総支給額で記入
労働保険の申告対象となるのは、税金、社会保険料を控除する前の、諸手当を含んだ総支給額です。
また、賞与も忘れずにご記入ください。

②通勤手当を含めなかった



通勤手当も含める
税金等と異なり労働保険は、通勤手当も申告対象です。
定期券の現物支給も購入額を支給対象月数で割り、各月に算入ください。

③アルバイトの賃金を未記入



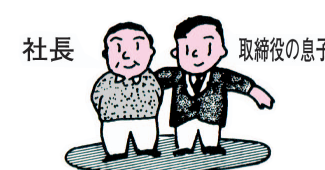
全労働者の賃金を記入
労災保険は従業員だけでなく、アルバイト、パートタイマーも対象です。
勤務期間・時間の短い方も漏らさず賃金をご記入ください。

④退職者賃金を含めなかった



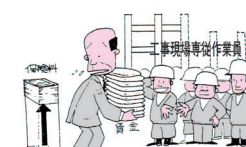
退職者の賃金も含める
すでに退職された労働者であっても、令和2年4月以降に賃金の支払いがあれば、労働保険料の算定対象となります。

⑤事業主等の賃金を誤算入



労働者、雇用保険被保険者の賃金を記入
事業主等の労働保険適用除外者の収入は、賃金に含めないでください。
詳しくは労働保険適用除外者(10ページ)をご覧ください。

⑥現場作業員の賃金を誤算入



(建設業 工場・事務所の労災保険)
該当業務従事分の賃金のみ記入
建設業の工場、事務所の労災保険は、工事現場作業員の全賃金を含める必要はありません。該当業務従事分の賃金を記入ください。